

令和5年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5・6年度（令和5年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、令和5・6年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、令和5年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和4年1月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
 - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
 - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
 - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
 - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- 2 受付期間 令和5年1月4日（水）から令和5年1月25日（水）まで
- 3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和5年1月25日（水）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）及び入札参加資格審査結果通知書（令和5年3月予定）を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）

※同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

- 4 郵送先 〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局 経営部 企業総務課 総務係
- 5 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者 1年間（令和5年度）
(2) 市外業者 2年間（令和5・6年度）

- 6 有資格者の決定
資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

7 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部企業総務課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（市内本店用（奈良市企業局の様式））
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
なお、令和3年度までは、送・配水管工事の格付けは経過措置として「土木一式工事」と「水道施設工事」の高い方の値を採用していましたが、令和4年度以降は「水道施設工事」の総合評定値に基づいて複数の発注区分に分けることとしています。
 - ③ 従業員名簿（第5号様式）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経營業務の管理責任者証明書〕（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号（1）又は（2）〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）
 - ⑧ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 財務諸表（直近2年分）（写し）
 - ・個人 貸借対照表、損益計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号）
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで令和3・4年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 令和3・4年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分）及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
 - ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
 - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・ 個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・ 法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和3・4年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑭ 誓約書
 - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第3号様式の1・第3号様式の2 (奈良市企業局の様式))
 - ② 業態調書 (業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。)
 - ③ 技術職員名簿 (許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式)
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書 (写し)
 - ⑤ 業務実績調書 (過去2年分) (任意様式)
 - ⑥ 現況報告書 (建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
 - ⑦ 財務諸表 (直近1年分) (写し) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
 - ・個人 青色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、青色申告決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写し
白色申告の場合: 所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
(所得税確定申告書の写しは、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
 - ⑧ 営業所一覧表 (許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式)
 - ⑨ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
 - ⑪ 納税証明書 (写し)
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 令和3・4年度分の市・県民税及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 令和3・4年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和4年度分が確定していない場合は、令和2・3年度分) 及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・市外業者
 - 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
 - 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び令和3・4年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (市内個人業者のみで令和3・4年度分)
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ令和3年4月～令和4年8月分)
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。